

関係人口創出による清和地区活性化事業業務委託仕様書

本仕様書は、君津市が委託する「関係人口創出による清和地区活性化事業業務委託」に関し、基本的な事項を定めるものである。

1 件名

関係人口創出による清和地区活性化事業業務委託

2 目的

本業務は、新たに整備する清和地区の複合施設を拠点として取り組む地方創生に向けたプロジェクトの一環として、多拠点居住の促進や関係人口の創出に資することを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結の翌開庁日から令和6年3月15日まで

4 業務内容

(1) 清和の暮らしとシゴトづくり実践事業

- ・ 清和地区における地域資源、地域の課題、日常の暮らしなどを基に、ソーシャルビジネス起業や地域づくり活動を生み出す取組。
- ・ 地域活動やソーシャルビジネス分野の実践者等を講師にした年間4回程度のセミナーを開催。
- ・ 地域住民、市民を主な対象としつつも、市外の企業や人材も呼び込み、地域内外の混じり合いをつくることでその効果を高める。

(2) 地域魅力発信マップ作成事業

- ・ 関係人口創出に向けて、清和地区への「関わりしろ」をテーマにした魅力発信マップ（デジタル・紙）と、地域ビジョンマップの作成を目的に、専門家と地域住民によるまちあるき調査を年間3回程度実施。
- ・ マップ作成に向けた基礎的な資料収集、情報収集。

5 業務実施場所

君津市指定場所。必要に応じてオンラインによる業務も可能とする。

6 関係書類の提出

受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書の内容に基づき次の関係書類を作成し、

提出するものとする。

(1) 実施計画書

ア 受託者は、予め実施計画書を作成し、契約締結後速やかに市に提出して承認を受けなければならない。また、変更が生じる場合は、事前に市の承認を得るものとする。

イ 実施計画書には、次に掲げる事項を記載すること。

- ・業務実施体制（組織図、実施体制（緊急時を含む）、事務分掌等）
- ・実施スケジュール（年間）
- ・その他、業務実施にあたり市が必要と認める事項

(2) 業務実施に関する各種報告

受託者は、四半期ごとに業務の実施状況等を記載した報告書等を作成し、翌月10日までに、市に提出するものとする。ただし、当該年度の第四四半期分の報告書については、当該年度の3月15日までに提出すること。

(3) 業務終了後の報告

ア 業務完了報告書

イ その他市が必要とする書類等

(4) その他

上記(1)～(3)のほか、受託者は、市からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出するものとする。

また、上記(1)～(3)を含めたこれらの書類は、清和の暮らしとシゴトづくり実践事業、地域魅力発信マップ作成事業、それぞれで作成すること。

7 業務実施における留意事項

(1) 受託者は、清和地区の地域住民や関係者との信頼関係を構築し、十分な協議を実施すること。

(2) 本業務の実施にあたっては、市と連携を密にし、疑義が生じた場合は市と受託者が協議のうえこれを処理する。

8 その他

(1) 受託者は、受託業務の実施にあたっては、労働関係諸法令その他関係法令を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。

(2) 業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も、同様とする。

(3) 本業務により得られたデータ及び成果品は、市に帰属するものとし、許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

- (4) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (5) 市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (6) この仕様書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、市と受託者が協議のうえ、別途定めるものとする。